

横田中学校PTA会則（改正案）

（名称及び事務局）

第1条 本会は横田中学校PTAと称し、事務局は横田中学校におく。

（組織）

第2条 本会は本校に在籍する生徒の保護者ならびに本校に勤務する教職員をもって組織する。

（目的）

第3条 本会は会員相互の協力により、生徒の幸福と心身の発達・向上を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生徒の教育環境の充実に関すること
- (2) 学校行事等への協力に関すること
- (3) 関係諸団体との連携にすること
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

（役員及び役員の任期）

第5条 本会に次の役員をおき任期は1年とする。補欠の場合は前任者の残任期間とし、いずれの場合も再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 専任副会長 1名
- (3) 副会長 5名
- (4) 幹事 6名
- (5) 事務局長 1名

（役員の選出）

第6条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、専任副会長、副会長、幹事は役員会において会員中より選出する。
- (2) 副会長は、教職員より1名、各地区（鳥上、横田、八川、馬木）の保護者より1名ずつ選出する。
- (3) 幹事は各学年の保護者より2名ずつ選出する。
- (4) 事務局長は会長が委嘱する。

（役員の任務）

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統理する。全ての会の議長を務める。
- (2) 専任副会長、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは専任副会長がその職務を代理する。

- (3) 幹事は本会の運営に参画する。
- (4) 事務局長は会務を処理する。

(機関)

第8条 本会に次の機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第9条 総会は原則として年1回開催する。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- 2 総会では次の議事を審議し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し、可否同数の場合は議長が決する。
 - (1) 事業計画案、事業報告の審議及び承認
 - (2) 会則の改廃案の審議及び承認
 - (3) その他必要事項の審議及び承認

(役員会)

第10条 役員会は会長が招集し、会務を執行する。

(経費)

第11条 会の運営にあたり原則会費は徴収しない。但し、負担金、安全互助会費、役員出張旅費等会員が負担しなければならない経費については学校集金として取り扱う。

附 則 本会則は昭和59年4月1日よりこれを施行する。

昭和61年5月27日 一部改正
昭和62年5月27日 一部改正
平成元年5月17日 一部改正
平成4年5月11日 一部改正
平成5年5月19日 一部改正
平成12年5月14日 一部改正
平成15年5月17日 一部改正
平成18年5月14日 一部改正
平成22年5月16日 一部改正
平成23年5月15日 一部改正
平成30年5月13日 一部改正
令和5年3月31日 一部改正
令和6年3月31日 全部改正